

草津町くらし応援商品券の申込 及び事業者等の換金方法等について（お知らせ）

令和7年11月
草津町長 黒 岩 信 忠

長引く各種物価高騰に対する町民生活の支援及び町内の経済活性化を図ることを目的として、昨年度に引き続き、第8回目となる「草津町くらし応援商品券事業」を実施します。

つきましては、多くの町民の皆様にご活用いただきますよう、以下のとおりお知らせいたします。（[事業概要等は別ファイルを参照願います。](#)）

【町民の皆様へ】・・・申込方法等

草津町くらし応援商品券事業（以下、「応援商品券という。」）の実施にあたり、申込方式により、町民一人あたり1万円分の商品券を交付します。

町内の取扱事業所で使用できます。

ただし、商品券・金券等換金性の高いもの、税金、保険料、公共料金（水道使用料等）の支払いについては、使用ができません。



注意：今回は「第8回」となります。
前回以前のものは使用できませんので、
ご注意ください。

1 応援商品券交付に必要となるもの

- ・草津町役場住民課から世帯主宛てに郵送した「第8回草津町くらし応援商品券申込書（様式第1号）」（以下「申込書」といいます。）
- ・世帯内申込者のマイナンバーカードや免許証などの「身分証明書」

2 申込方法（交付までの流れ）

- ①申込書に必要事項を事前に記入
 - ②草津町役場2F町民ホール会場にて申込書及び身分証明書を提示
 - ③名簿対象及び本人確認の実施
 - ④世帯分の応援商品券を交付
- （本人確認ができない場合は交付できません。）

3 交付期間 令和7年12月1日から令和7年12月12日まで （土日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時まで。） ※交付期間後は、住民課窓口で随時対応します。

【事業者の皆様へ】・・・換金手続きについて

応援商品券を取り扱う事業者等の皆様は、次の要領により換金請求をしてください。

1 換金に必要なもの

- ・応援商品券取扱明細票兼請求書（様式第4号）（以下「請求書」といいます。）
※役場住民課窓口又は[草津町役場ホームページ](#)で取得できます。
- ・取扱いをした使用済みの応援商品券（以下「取扱商品券」といいます。）

2 換金請求方法

- ①請求書に必要な事項を記入
- ②取扱商品券裏面の「引替者（店）」欄に、記名又は社判等で押印
- ③役場住民課窓口にて、上記①及び②を持参し請求
- ④住民課にて請求書の内容と取扱商品券の枚数を確認後、受付完了
※内容不一致の場合は、事業者での再確認をお願いいたします。

3 換金方法

換金に当たっては、「口座振込」により行いますので、請求書には正確に口座情報を記載してください。

※口座番号や口座名義人のカナなどに誤りや不明瞭なものがある場合、振込ができないため、ご注意願います。

4 換金請求期間 令和7年12月15日から令和8年3月31日まで

（土日祝日、年末年始における閉庁日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時まで）

※期限内に必ず請求していただきますよう、お願いいたします。

5 換金スケジュールについて

原則毎月15日までに請求があったものについては、当月末日までに入金し、月末までに請求があったものについては、翌月15日までに入金することを基本とします。

詳しくは、「[【事業者向け】令和7年度__第8回__振込指定日一覧表](#)」をご確認願います。

問い合わせ先（担当課）：草津町役場 住民課 0279-88-7192